

第7章 水防計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、本市の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(8) 水防協力団体

法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川（指定河川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報（指定河川等）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川（指定河川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第13条）。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

(14) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位。

(15) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう。

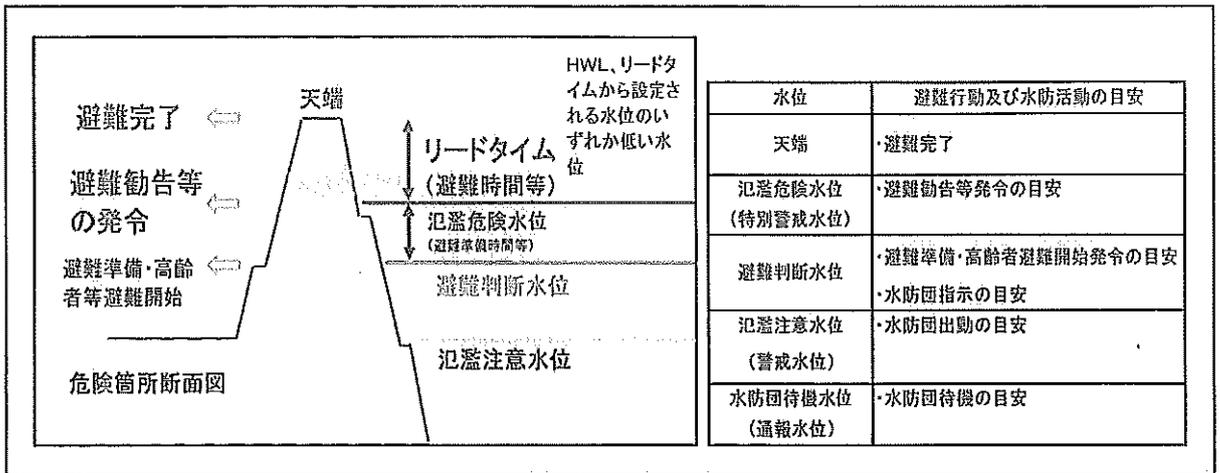
(16) 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

【参考】



第2節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 水防の責任

(1) 三笠市の水防責任

その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。

(2) 北海道の水防責任

北海道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 北海道

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- エ 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）
- オ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4）
- カ 水位の通報及び公表（法第12条）
- キ 水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ク 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ケ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- コ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- サ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- シ 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(2) 三笠市

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- カ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- キ 警戒区域の設定（法第21条）
- ク 警察官の援助の要求（法第22条）
- ケ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- コ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

- サ 公務負担（法第28条）
- シ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ス 水防協力団体の指定（法第36条）

(3) 指定水防管理団体（三笠市）

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

- ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- イ 水防計画の策定、都道府県知事への届け出及び要旨の公表（法第33条第1項、第2項及び第3項）
- ウ 毎年の水防訓練の実施（法第32条の2）

(4) 三笠市防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

(5) 国土交通省（北海道開発局）

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第13条の2）
- ウ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- エ 水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項、第13条の2）
- オ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
- カ 重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第31条）
- キ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ク 都道府県に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(6) 気象庁（札幌管区气象台）

- ア 気象予報及び警報の通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(7) 量水標管理者

水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）

(8) 居住者等

水防活動への従事（法第24条）

第3節 水防組織と機構

1 水防管理団体の組織と機構

(1) 市の組織

市は、三笠市災害対策本部条例（昭和38年10月17日条例第22号）及び三笠市災害対策本部規程（平成6年訓令第24号）の定めるところに準じ、第3章第2節「三笠市災害対策本部」により水防事務を処理するものとする。（資料編4・5、別表編2）

(2) 水防本部各部の所掌事務

水防本部各部・班の所掌事務は第3章第2節「三笠市災害対策本部」（別表編7）のとおりである。

(3) 消防機関の組織

市消防機関の組織は、第5章第6節「消防計画」のとおりである。

(4) 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、消防本部及び消防署にあっては三笠市全域とし消防団にあっては（資料編11）、のとおりとする。ただし、消防長が必要と認め指示したときは、分担区域以外の区域へ出動し、現地水防活動にあたるものとする。

2 隣接市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援

(1) 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

三笠市 消防本部 2-7777 市役所 2-3181	市町村名	市外局番	市役所	消防本部
	岩見沢市	0126	23-4111	22-4300
	美唄市	0126	62-3131	66-2221

(2) 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、第6章第18節「災害警備計画」の定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は、次のとおりである。

ア 警察通信施設の使用 — 法第27条第2項

イ 警戒区域の設置 — 法第21条第2項

ウ 警察官の出動 — 法第22条

エ 避難、立退きの場合における通知 — 法第29条

(3) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、第6章第19節「自衛隊派遣要請計画」に基づき、北海道知事（空知総合振興局長）に対して派遣要請を要求するものとする。

第4節 水防危険区域及び水防施設

1 水防危険区域の指定

(1) 水防危険区域等の指定市内河川等における水防区域は(別表編10)、のとおりである。

2 水防施設

(1) 水位観測

北海道開発局の所管する水位観測所は、次のとおりである。

国土交通省(川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>)

観測所名	水系名	河川名	位置	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位 (通報水位)
西川向	石狩川	幾春別川	岩見沢市 西川向	14.86	14.20	13.30	10.60	10.00
市来知	"	"	三笠市本郷町 128番地5	35.03	—	—	31.50	30.80
藤松 (区間1)	"	"	三笠市清住町 176番地3	50.27	48.50	47.80	47.50	46.80
藤松 (区間2)	"	"	三笠市清住町 176番地3	50.27	46.70	46.00	45.80	45.40

注 (区間1)は、左岸：三笠市蒼野から三笠市本町、右岸：三笠市岡山から三笠市美園町までの区間
(区間2)は、左岸：三笠市本町から三笠市幾春別山手町、右岸：三笠市美園町から三笠市幾春別錦町までの区間

(2) 雨量観測(三笠市関係分)

市内において雨量観測を実施している機関及び北海道開発局の雨量観測所は、次のとおりである。

観測所名	位置	所管
三笠市消防署	若松町9番地	三笠市
佐々木の沢川	柏町426番地5	北海道空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所
桂沢ダム	三笠市桂沢	札幌開発建設部(岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所)

(3) 水防資器材の備蓄と調達

水防作業の実施にともなう水防資器材の備蓄は、(資料編12)のとおりである。なお、消耗資材については市が保有するもののほか、防災関係機関から必要に応じ調達するものとする。

(4) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、有事に備え土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は次のとおりである。

ア 三笠市

堆積及び保管場所	土砂(m ³)
三笠市除雪機械センター敷地内	500

イ 札幌開発建設部岩見沢河川事務所

	側帯の位置			土砂(m ³)
	左	右	(KP)	
幾春別川	○		18.2	1,350
	○		25.2	250
		○	18.9	330
		○	19.1	693

※ 側帯とは、堤防を安定させるため、または、非常用の土砂などを備蓄したり環境を保全するために、堤防の裏側に土砂を積み上げた部分のこと。

(5) 排水門等の操作

排水門等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

ア 施設管理者は、気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

ウ 操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

(ア) 目的

(イ) 点検整備要領

(ウ) 操作員氏名

(エ) 操作の時期及び通報

(オ) 操作に関する記録及び報告

(カ) その他

エ 排水門等の設置場所は、(別表編13) のとおりである。

第5節 通信連絡

1 気象警報等の通信連絡

(1) 水防活動用予警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

ア 水防活動用予警報の種類

	種 類	発 表 機 関	摘 要
予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等 〔気象業務法第14条の2第1項〕	大雨注意報 大雨警報 氾濫注意情報 氾濫警戒情報	気 象 官 署	水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表
洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条の2第2項〕	注 意 報 警 報 情 報	北海道開発局 気象官署共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 (法第16条)	待 機 準 備 出 動 指 示 解 除	北海道開発局	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

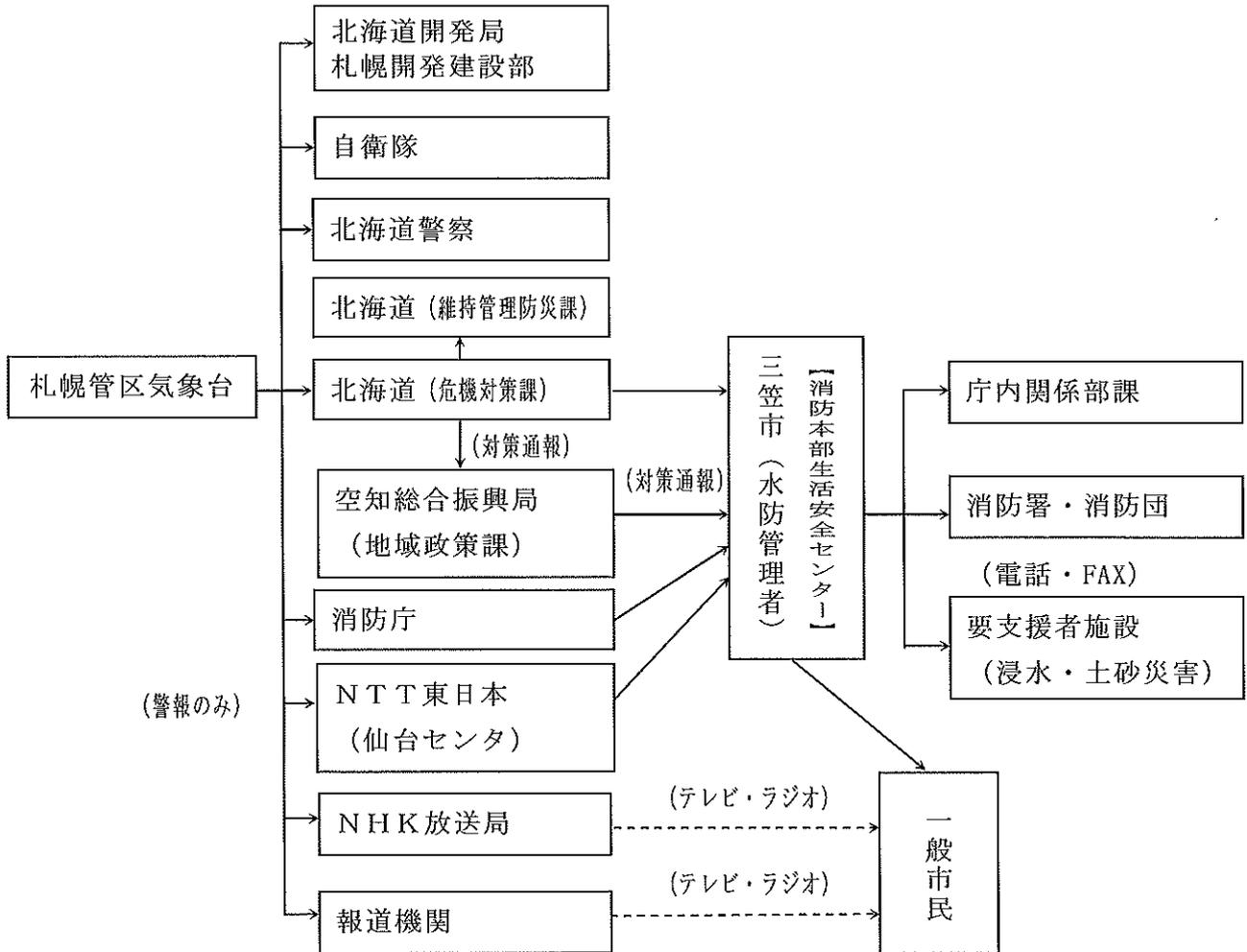
(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。

従って、氾濫注意情報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

(2) 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達

水防管理者は、水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等・水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

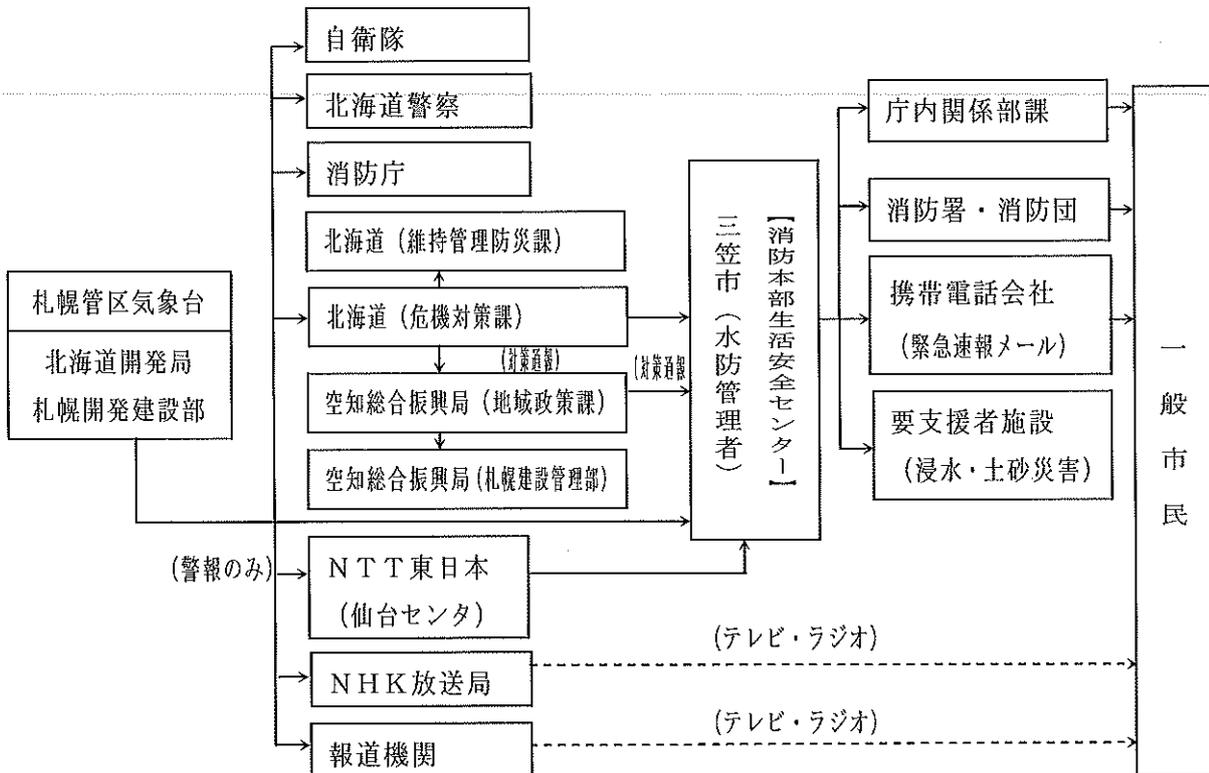
ア 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等



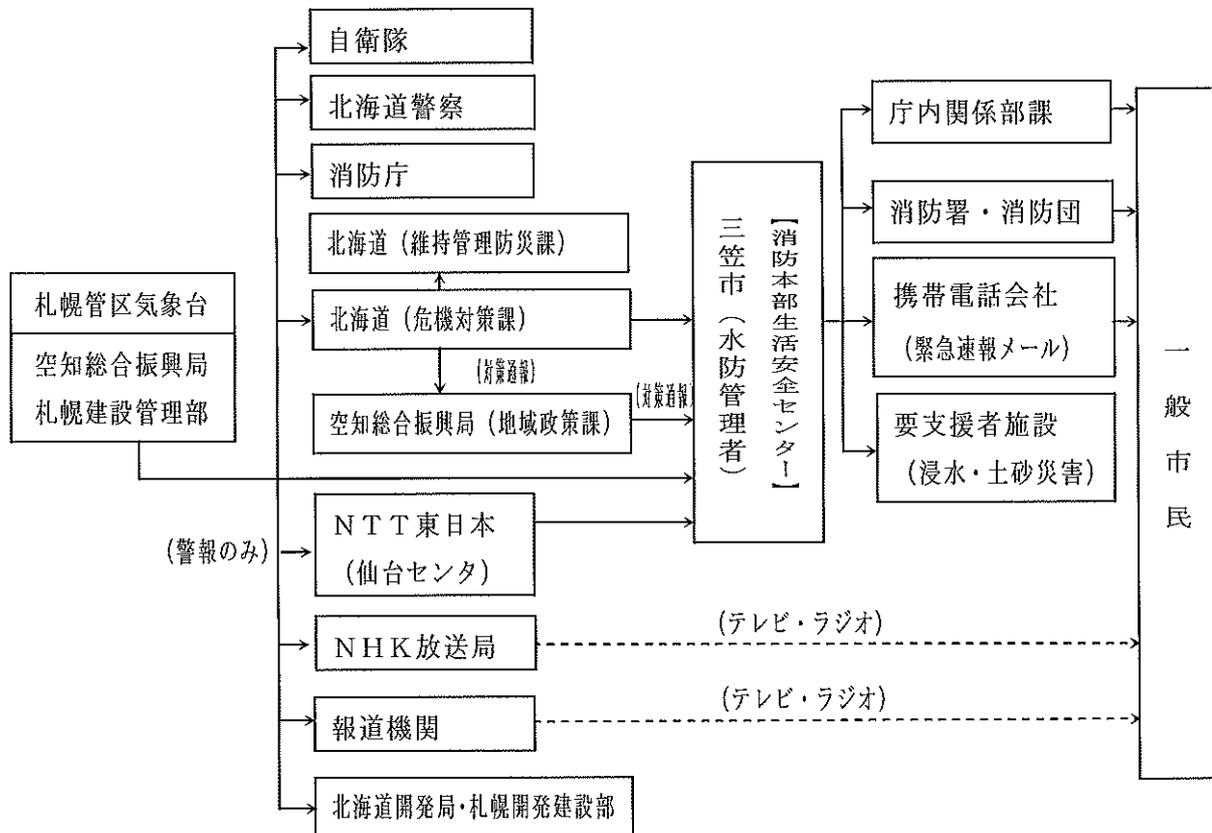
※ 災害対策本部設置後の水防活動用気象警報、水防警報、ダム情報の通報及び決壊通報の受理及び伝達は、総務対策部(生活安全センター)が所掌する。

(3) 洪水予報

ア 北海道開発局と札幌管区気象台が発表する場合

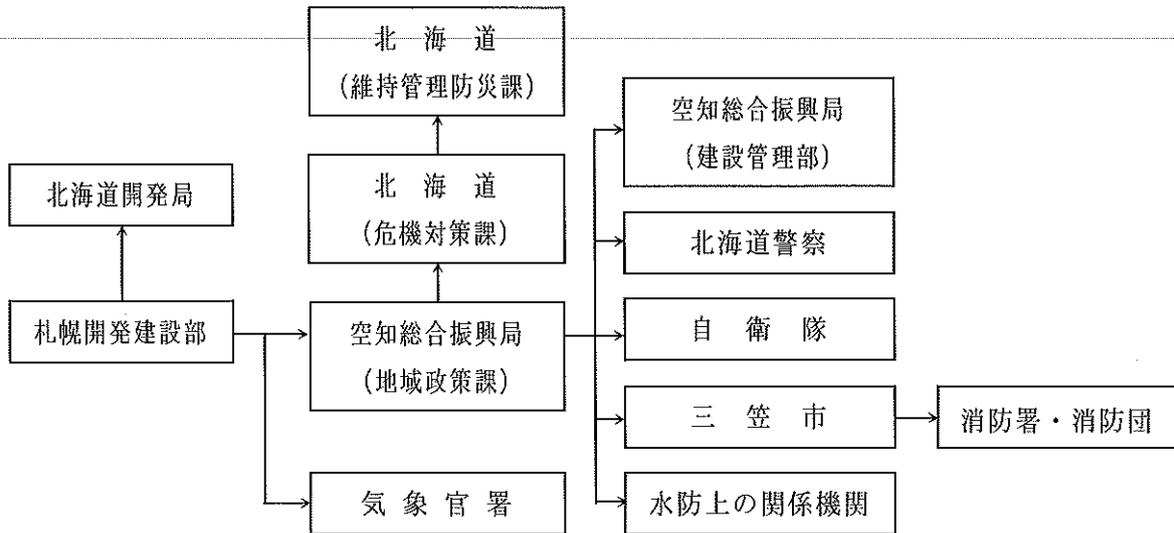


イ 北海道と札幌管区気象台が発表する場合

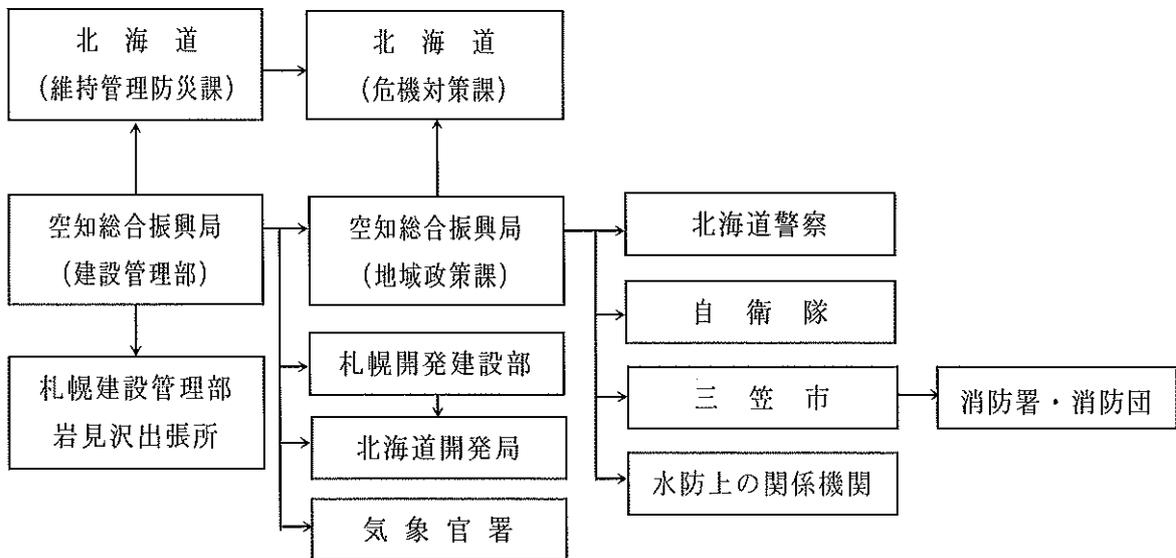


(4) 水防警報

ア 北海道開発局が発表する場合



イ 北海道が発表する場合



(5) 水防情報、洪水予報、水防警報の発表基準等

区 分	種 類	発 表 基 準 等
	水防団待機水位	水防団が出動のために待機する水位
水 位 情 報	氾濫注意水位	洪水による災害の発生を警戒する水位 水防団出動の目安
	避難判断水位	住民へ注意喚起をする水位、避難準備情報等の発令判断の目安（要配慮者避難判断の目安）
	氾濫危険水位	避難勧告等の発令判断、住民の避難判断の目安

区 分	種 類	発 表 基 準 等
洪 水 予 報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

※ 洪水の危険レベルに対応した表現

洪水の危険レベル	洪 水 予 報	水 位 情 報	市及び市民の行動
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機
レベル 2	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	・水防団出動
レベル 3	洪水警報	避難判断水位	・市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 ・市民は氾濫に関する情報に注意避難を判断
レベル 4	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	・市は避難勧告等の発令を判断 ・市民は避難を判断
レベル 5	洪水警報	(氾濫発生)	・市民の避難完了

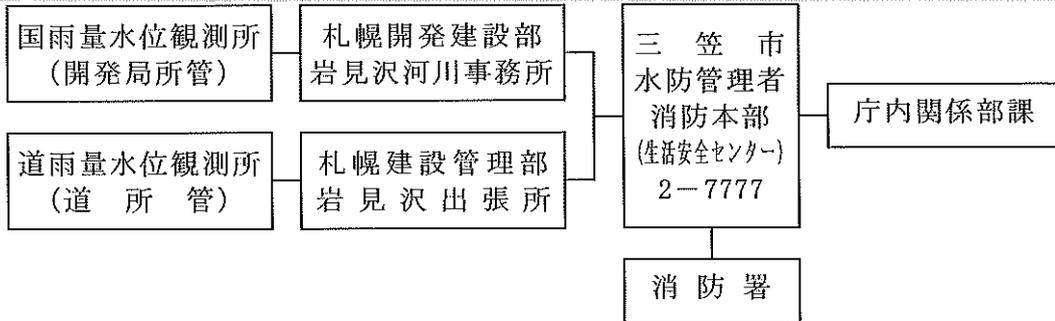
区 分	種類	内 容	発 表 基 準 等
		不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて、直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
水防警報	待機	水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	
	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
	指示	水位、滞水時間、その他の水防活動上必要な状況を明示するとともに、水が溢れる、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に応じて水防警報を発表する。

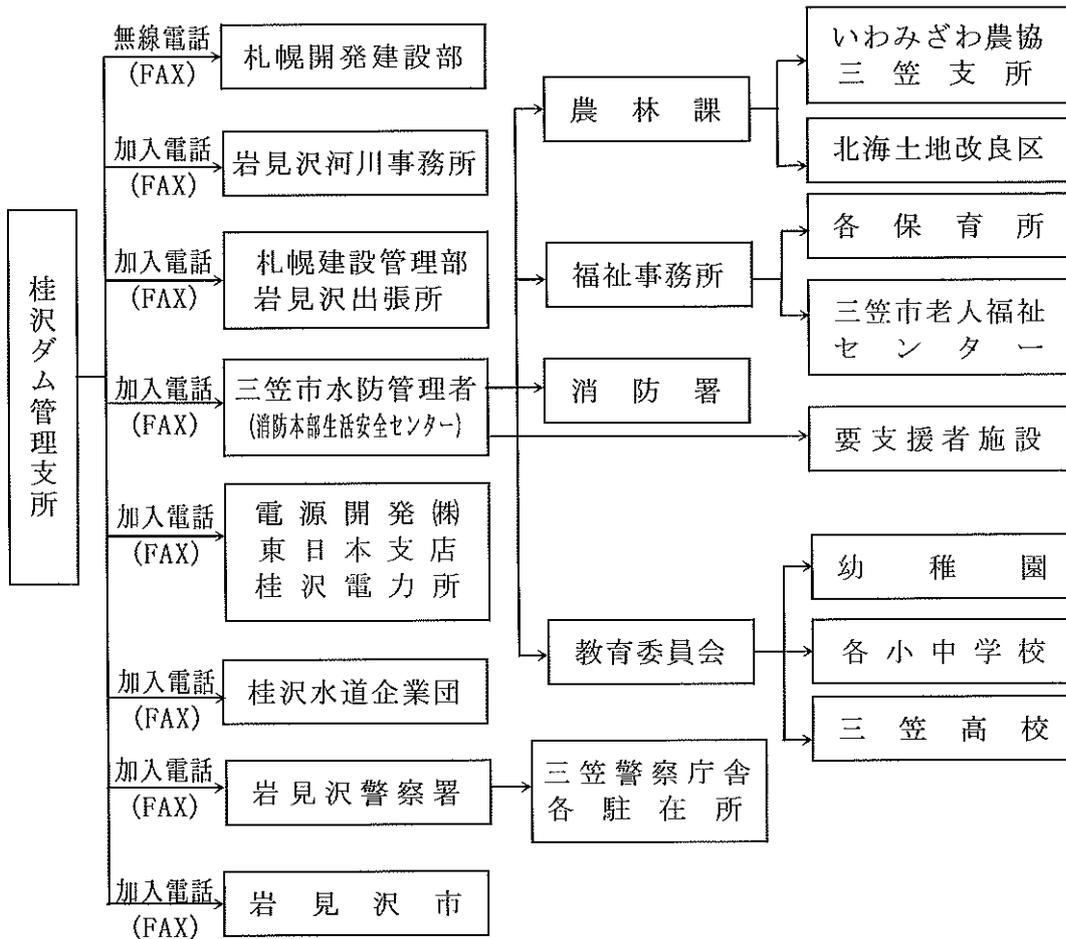
(6) 通信系統

雨量水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

ア 雨量水位観測通報系統図



イ ダム情報系統図



2 市の通信連絡

市の通信連絡は、第4章第2節「災害通信計画」によるものとする。

なお、市有無線状況は（別表編17）のとおりとする。

3 水防信号

(1) 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5-15 5-15 5-15 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	気象台から氾濫警戒情報を受けたとき又は氾濫注意水位になったとき
出動第1 信 号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5-6 5-6 5-6 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	消防機関の全員出動信号
出動第2 信 号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10-5 10-5 10-5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	本市の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 〔避難〕 〔立退き〕	乱 打	1-5 1-5 1-5 分 秒 分 秒 分 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きの事を知らせる信号

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

第6節 水防活動

1 水防非常配備体制

(1) 市の配備体制

市は、法第10条による洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、第3章第3節「本部の配備体制」に基づき処理するものとする。

ア 市の非常配備基準

種別	配備基準	配備時期	担当部・班
第1非常配備	災害情報の収集連絡のため少数人員をもって当たる。	1 暴風・大雨・洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他本部長が特に必要と認めたとき。	1 警戒や情報連絡に必要な部所属職員のおおむね3分の1以内の職員をもって当たる。 2 状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする。
第2非常配備	関係する部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに応急対策を開始できる体制とする。	1 暴風・大雨・洪水等の警報が発令され、局地的な災害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	1 災害の発生とともに応急活動を開始できるために必要な部所属職員のおおむね3分の2の職員をもって当たる。 2 状況の推移により速やかに第3配備に移行できる体制とする。
第3非常配備	本部の全員をもって当たるもので、状況により待機又は出動して災害応急活動に従事する体制とする。	数地区にわたり相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき。	各部所属職員的全員をもって当たる。

備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

イ 消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第1非常配備 (待 機)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき 2 石狩川氾濫注意情報又は情報が発令され、待機を必要と認めたとき 3 大雨警報、氾濫警戒情報が発令され、又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき 4 北海道知事から待機の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況に応じ直ちに出動できるよう職員に対し自宅待機を指示する 2 水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと 3 予想される災害の状況程度によって一部の職団員を招集し、隊の増強を行うこと
第2非常配備 (準 備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 石狩川氾濫警戒情報及び水防警報河川に水防警報（準備）が発令されたとき 2 大雨警報、氾濫警戒情報が発令され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき 3 北海道知事から出動準備の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 非番消防職員及び必要な地域の消防団員を招集し、各隊の編成を行うこと 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡情報の収集につとめること 3 出動車両の点検整備を行うこと 4 水防資器材及び各隊装備器材の整備、準備を行うこと 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと 6 水防区域、その他水防上の注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと
第3非常配備 (出 動)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川に水防警報（出動）が発令されたとき 2 石狩川氾濫警戒情報が発令され、又は雨量・水位・流量・その他の状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3 大雨警報・氾濫警戒情報が発令され、又は雨量・水位・流量・その他の状況により堤防の水があふれる、決壊等のおそれがあるとき 4 北海道知事から出動の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと

(2) 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、空知総合振興局に報告するものとする。

2 巡視及び警戒

(1) 河川等の巡視

水防管理者は巡視責任者を定め担当水防区域内の河川等を巡視させるとともに、排水門等の操作員と緊密な連絡をとり的確な状況把握に努めるものとする。

なお、巡視責任者は水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

地区巡視責任者は、次のとおりとする。

担 当 河 川 等	巡視担当	巡視責任者
幾春別川・ヌッパ川・市来知川・仙太郎沢川・川内川・川内苗圃の沢川・1号川・前田の沢川・三笠幌内川・70号の沢川・藤松沢川・川元の沢川・盤の沢川・弥生墓地の沢川・奔別川・川向沢川・幾小の沢川・下桂沢	経済建設部	建設課長

ア ため池、その他これに準ずる施設の管理者は、前項に準じ、監視員を定め、担当区域内を巡視させるものとする。

(2) 非常警戒

水防管理者は、非常配備を指令したときは、監視員は市内の水防区域の監視及び警戒を厳重にさせ、監視員は異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は直ちに河川、堤防等の管理者に連絡するとともに、速やかに水防作業を実施する。

堤防等の監視にあたり、注意すべき事項は次のとおりである。

- ア 居住地側の堤防斜面で漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- イ 川側の堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- ウ 堤防上面の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水があふれている状況
- オ 排・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- カ 橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常

キ ため池については、次の事項について注意するものとする。

- (ア) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
- (イ) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
- (ウ) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
- (エ) 流入水及び浮遊物の状況
- (オ) 周辺の地すべり等の崩落状況

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(2) 前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(3) 警戒区域設定の報告

前(1)において、警戒区域を設定した者は直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

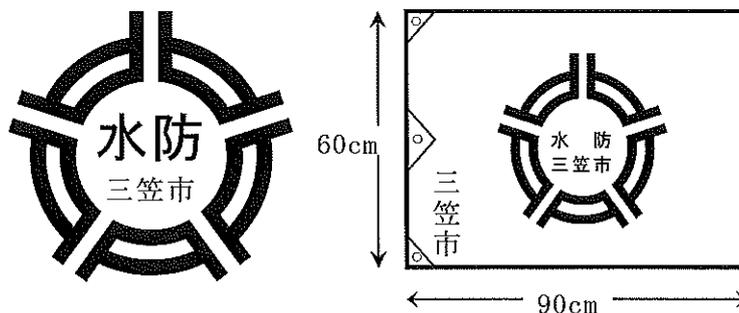
4 水防標識及び身分証票

(1) 水防標識

法第18条の規定により水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

全面ウィンドステッカー

標 旗



(2) 身分証票

法第49条第1項に定める業務を行うための職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

9 cm	水防立入検査証	注 意
	所属 職 氏名 年 月 日 水防管理者 印	
	← 6 cm →	

5 水防作業

(1) 水防作業

水防工法を必要とする異状事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し、最も適切な工法を選択して迅速的確に作業を実施するものとする。

また、建設機械の応援が必要なときは、市内の事業所（資料編13）に要請するものとする。

6 非常輸送

(1) 車両等の輸送の確保

水防作業のための資器材、人員の輸送に係る非常輸送については、第6章第14節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

(2) 輸送路線の確保

水防管理者は、非常の場合の輸送の確保を図るため、道及び関係機関の協力を得て輸送路線の確保に努めるものとする。

7 避難及び立退き

(1) 避難及び立退きの指示

水防管理者は、堤防が決壊した場合又は堤防の決壊のおそれがある場合は、第6章第4節「避難救出計画」の定めるところにより直ちに必要と認める区域

の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、立退きを指示したときは、速やかに北海道知事（空知総合振興局）及び岩見沢警察署長に報告しなければならない。解除公示した場合も同様とする。

(2) 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難の立退き又は準備を指示することができるものとする。この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

(3) 避難者の輸送・避難場所の指定

避難者の輸送・避難場所の指定は、第6章第4節「避難救出計画」及び第14節「輸送計画」に定めるところによる。

(4) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者その他特に防災上の支援を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

ア 浸水区域内の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難行動要支援者関連施設）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

(浸水想定区域避難行動要支援者関連施設)

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水深
老人福祉施設	三笠市老人福祉センター	若草町280-2	3-1900	1.0~2.0m
	デｲｰﾋﾞｽﾞｾﾝﾀｰさいわい	幸町11-5	4-4007	0.5~1.0m
	らいふてらす三笠	多賀町12-6	3-7230	3.0~4.0m
小規模多機能型 居宅介護施設	ひだまりの里	若草町397-73	3-1204	1.0~2.0m
児童福祉施設	市立三笠保育所	若松町14-1	2-3014	1.0~2.0m
幼稚園	三笠藤幼稚園	幸町14	2-2348	1.0~2.0m

(5) 避難者に対する生活物資の貸与及び給与

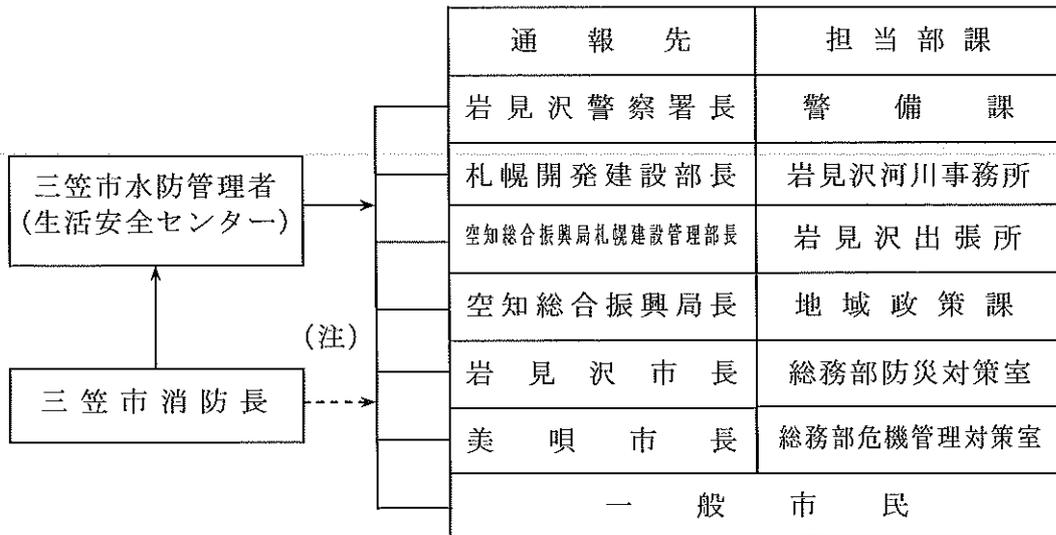
災害時における避難者に対する生活物資の貸与及び給与は、第6章第6節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところによるものとする。

8 決壊通報

(1) 堤防等決壊通報

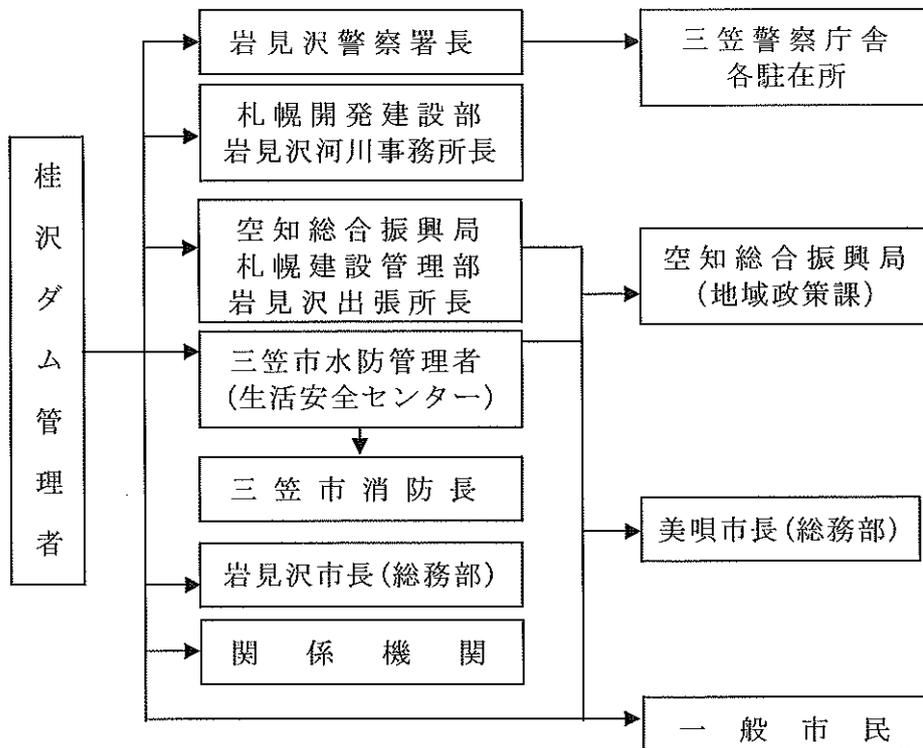
法第25条の規定により、堤防その他ダム等の施設が決壊したときは、水防管理者、消防長又はダム等の管理者は直ちに次表により通報するものとする。

ア 堤防等の決壊通報系統図



(注) 消防長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

イ ダム決壊通報系統図



9 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般市民に周知するものとする。

第7節 公用負担及び公務災害補償

1 公用負担

法第28条の規定により、公用負担命令を行うときは（様式編第25号様式）による公用負担命令書を交付して行うものとする。

(1) 水防のため必要があるときは、水防管理者は次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他運搬具又は器具の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す身分証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、（様式編第26号様式）に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担の権限を行使する者は、（様式編第25号様式）に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

2 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

3 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「三笠市消防団員等公務災害補償条例」（昭和41年4月1日条例第3号）の定めるところにより補償するものとする。

第8節 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、(様式編第27号様式)による水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第 9 節 水防訓練

1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、法第32条の2に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を行うよう努めなければならない。

